

# 大井建設 株式会社

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7年 4月 1日～令和10年 3月31日までの 3年間

2. 目標と取り組み内容・実施時期

目標① 技術職の女性社員を現員の4名から5名以上に増加させる。

<取組時期・取組内容>

- 令和 7年 5月～ 技術系の女性の応募を増やすため、学生向けのパンフレット、ホームページの採用ページ内容を見直し、改定を行なう。
- 令和 7年 6月～ 女性学生からの応募を増やすため、就職説明会等で積極的な広報を行う。
- 令和 8年 4月～ 女性の採用拡大に向けた職場見学会、インターンシップを実施する。

目標② 男性社員の育児休暇取得率を50%以上とする。

<取組時期・取組内容>

- 令和 7年 5月～ 全管理職を対象として、男性部下の育児休業取得に関する制度や支援の方法について研修を行う。
- 令和 7年 7月～ 配偶者が出産した男性社員を対象として、管理部及び上司から育児休業取得をすすめるとともに、上司主導で部署全体の業務の配分について見直しを実施する。